

令和4年度 PTA総会資料

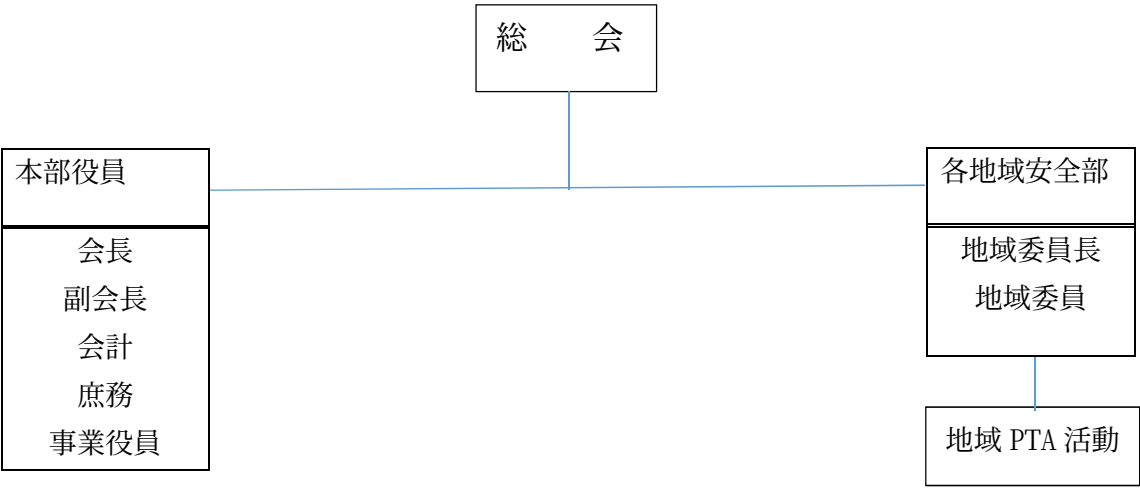
令和4年6月8日

議事

- (1) 令和4年度薪小学校PTA組織運営表
- (2) 令和3年度 事業報告
- (3) 令和3年度 PTA会費 決算書
- (4) 令和4年度 PTA活動方針
- (5) 令和4年度 PTA事業計画(案)
- (6) 令和4年度 PTA予算(案)
- (7) 令和4年度PTA総会(書面総会)のご報告
- (8) 令和4年度PTA総会(書面総会)のご案内
- (9) 書面表決書
- (10) 薪小学校PTA会則の改正について
- (11) 薪小学校PTA会則

薪小学校 PTA

令和4年度薪小学校PTA組織運営表



本部役員等任務分担

会 長	石田 敦子	
副 会 長	宮下 裕美	
副会長(学級専門部)	小林 美智	
庶 務	村山 未樹	
会 計	大西 忍	
事業役員(ベルマーク部)	道久田 はるみ	
事業役員(文化教養部)	板倉 華恵	
事業役員(広報部)	片岡 真有美	
事業役員(保健体育部)	今西 望	
事業役員(地域安全部)	加藤 恵美	
顧 問	辻村 登喜男	薪小学校 校長
会 計	荻野 綾	薪小学校 教頭
庶 務	今西 涼子	薪小学校 副教務
第 2 庶 務	近澤 良武	薪小学校 教務主任

令和3年度 事業報告

月	事業内容	
4	本部	第1回本部役員会
	地域	地域仲良し会
	地域	登校指導
	地域	新1年生下校指導
5	地域	登校指導
6	地域	登校指導
	地域	交通安全要望書校内調整会
	本部	第3回本部役員会 第2回実行委員会
7	地域	登校指導
	地域	地域仲良し会・下校指導
8	本・実	第4回本部役員会 第3回実行委員会(書面会議)
10	地域	登校指導
	本・実	第5回本部役員会
	地域	登校指導
12	本・選	選挙管理委員会
	本部	第6回本部役員会／第5回実行委員会
	地域	登校指導
	地域	地域仲良し会・下校指導
1	地域	登校指導
	本部	第7回本部役員会(書面)
2	地域	登校指導
	本・選	互選会
	本・実	第8回本部役員会
	地域	地域仲良し会・下校指導
3	地域	登校指導(新班)
	広報	かななび発行

令和3年度 PTA会費 決算書

1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	決 算 額	差引残額	摘 要
会 費	1,330,500	1,389,250	58,750	1会員につき250円/月
前年度繰越金	622,016	622,016	0	
戻し入れ		158	158	健康観察ファイル(カモフラージュファイル)
雑 収 入		7	7	預金利息
合 計	1,952,516	2,011,431	58,915	

2 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	差引残額	摘 要
運 営 費	総 会 費	30,000	40,000	(10,000) 用紙等
	会 議 費	10,000	0	10,000
	負 担 費	140,000	130,930	9,070 府安全会費・府P市P負担金等
	備品消耗品費	50,000	0	50,000
	通 信 費	1,000	0	1,000
	渉 外 費	10,000	0	10,000
	小 計	241,000	170,930	70,070
会 員 活 動 費	会員研修費	10,000	0	10,000
	行事補助費	0	0	0
	サークル補助費	0	0	0
	小 計	10,000	0	10,000
専 門 部 費	ベルマーク部費	0		0
	保健体育部費	0		0
	文化教養部費	0		0
	広報部費	250,000	227,480	22,520 PTAだより・「かななび」印刷製本費
	学級専門部費	160,000		160,000
	地域安全部費	50,000	22,501	27,499 地域委員会活動費等
	小 計	460,000	249,981	210,019
児 童 福 祉 費	環境整備費	290,000	347,149	(57,149) 学校環境整備にかかわるもの
	行事参加費	100,000	83,345	16,655 各種行事への補助等
	お祝い費	250,000	397,232	(147,232) 卒業祝品・入学祝品・進級祝い
	小 計	640,000	827,726	(187,726)
慶 弔 ・ 予 備 費	慶 弔 費	30,000	0	30,000 餞別・花束等
	記念費	200,000	200,000	0 周年記念事業準備金
	予 備 費	371,516		371,516
	小 計	601,516	200,000	401,516
総 合 計	1,952,516	1,448,637	503,879	

3 差引残高

【収入】-【支出】 2,011,431 - 1,448,637 = 562,794

差引残高の円につきましては、次年度に繰越させていただきます。

平成34年3月31日

薪小学校 PTA副会長

竹田 由加子

同 会 計

徳永 真喜男

厳正に会計監査した結果、使途は適正認めます。

平成34年3月31日

薪小学校 PTA会計監査

松邨 佑佳

宇野 佳奈



令和4年度 PTA活動方針

私たちPTAは、子どもたちの健やかな成長を願い保護者と教職員が協力して、学校教育および家庭教育について理解を深め、学校・家庭・地域社会の連携をもとに学習し、実践するPTA活動を以下のとおり推進していきます。

1 家庭教育の充実を図る

家庭の果たす役割を見つめ直し、子どもによりよい生活習慣を身につけさせるため、保護者として子どもと共に学び、共に育つ自覚を高め、責任を果たし家庭教育の充実を図ろう。また、親子の対話を増やし、絆を深めるとともに、ふれあいを大切にしよう。

2 学校との連携を密にする

保護者と教職員との話し合いを深め、学校教育への理解と協力を進めていく上で連携を密にし、子どもの健全育成に努めよう。さらに、教育環境の整備、充実を図るとともに安全確保に努めよう。

3 地域社会や関係機関との連携を強める

子どもたちのために豊かな環境づくりを進め、生活安全、交通安全と非行防止に努めよう。また子どもたちの安全、安心を地域全体で見守っていただけるような幅広く強い連携を推進しよう。

4 会員同士の親睦を深める

PTA活動内容や学校の様子を周知し、会員相互の信頼と団結を図るとともに、会員の教育活動への参加を促進しよう。また、PTA活動などを通じて、会員相互の親睦と修養を図ろう。

～PTAスローガン～

明るい未来 みんなでつくる笑顔の輪



令和4年度 PTA事業計画(案)

	本部	地域安全部		
4月	21日 本部役員会	8日 地域仲良し会	12日 登校指導 8日～15日 1年生下校指導	見守り活動
5月	19日 本部役員会		10日 登校指導	見守り活動
6月	16日 本部役員会		2日 登校指導	見守り活動
7月		15日 地域仲良し会	1日 登校指導	見守り活動
8月				見守り活動
9月	15日 本部役員会		1日 登校指導	見守り活動
10月			5日 登校指導	見守り活動
11月	17日 本部役員会		2日 登校指導	見守り活動
12月	15日 本部役員会 選挙管理委員会	20日 地域仲良し会	2日 登校指導	見守り活動
1月	19日 本部役員会		12日 登校指導	見守り活動
2月	16日 本部役員会		7日 登校指導	見守り活動
3月		1日 地域仲良し会	2日 登校指導	見守り活動

令和4年度 PTA予算(案)

1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	摘 要
会 費	1,407,000	1,330,500	1会員につき250円/6か月分(938人)
前年度繰越金	562,794	622,016	
補助金			府PTA親のための応援塾経費補助
雑収入	0	0	貯金利息等
合 計	1,969,794	1,952,516	

2 支出の部

項 目	予 算 額	前年度予算額	摘 要
運 営 費	総 会 費	5,000	総会資料代
	会 議 費	10,000	役員会会議費
	負 担 費	140,000	府安全会費・府P市P負担金等
	備品消耗品費	50,000	消耗品費・備品費等
	通 信 費	1,000	切手代・振込手数料
	渉 外 費	10,000	市P・綴喜P等関係費
	小 計	241,000	
会 員 活 動 費	会員研修費	10,000	研修会参加・行動費
	行事補助費	0	0
	サークル補助費	0	0
	小 計	10,000	
専 門 部 費	ベルマーク部費	0	0
	保健体育部費	0	0
	文化教養部費	0	0
	広報部費	250,000	PTAだより・「かんなび」印刷製本費
	学級専門部費	0	学級活動費(児童1人250円)
	地域安全部費	50,000	地域委員活動費
	小 計	300,000	460,000
児 童 福 祉 費	環境整備費	800,000	学校環境整備にかかわるもの(体育館ステージ袖幕等)
	行事参加費	0	各種行事等への補助(体育参観)
	お祝い費	250,000	卒業祝品・入学祝品
	小 計	1,050,000	640,000
慶 弔 ・ 予 備 費	慶 弔 費	30,000	香典、供花等
	記 念 費	200,000	周年記念事業準備金
	予 備 費	163,794	371,516
	小 計	393,794	601,516
総 合 計	1,969,794	1,952,516	

今年度は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、PTA活動全般を縮小するため、PTA予算額を減額した案としております。

薪小学校PTA会則の改正について

		改正前	改正後
1	第7章	雑則 第20条（サークル活動）	削除
2	第7章	雑則 第23条（サークルの設置）	削除
3	選挙規定 第2編 本部役員 選出 第9条	各地域より男女各1名の役員候補を2月27日までに選出し、選挙管理委員長に報告する。	各地域より1名の役員候補を選出する。 なお、各地域の役員候補者数は、1月1日時点の50世帯数当たり1名を基本として算出する。 各地域の候補者数は、選挙管理委員会と本部役員で協議の上、決定することとする。
4	慶弔規定 第2条	次の場合には見舞金をおくる。	削除
5	第3条	教職員が転退職する場合は、5000円を限度として記念品をおくる。	削除

薪 小 学 校 P T A 会 則

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は京都府京田辺市立薪小学校PTAとよび事務局を薪小学校内におく。

第2条 (会則および規定)

本会の運営はすべてこの会則ならびに規定による。

第3条 (目 的)

本会は会員相互の親睦と教養を深め、学校と家庭が真に一体となることによって学区内に明るい教育環境を作り、すべての児童の福祉を増進することを目的とする。

第4条 (基本方針)

本会の目的達成のために次の方針によって会務を遂行する。

- (1) 教育を本旨とする社会教育関係団体として活動する。
- (2) 学校の管理運営や教職員の人事に干渉しない。
- (3) 営利的・宗教的・政治活動に関与しない。
- (4) 本会の運営はあくまで自主的なもので他の団体から支配や干渉は受けない。

第5条 (事 業)

本会の目的達成のために次の事業をおこなう。

- (1) 明るく、生き生きとした学校作りに会員全てが力を合わせ、児童の福祉増進をはかること。
- (2) 学校と家庭との連携を密にしてよりよい社会をつくることに努力する

こと。

- (3) 会員相互の研修と親睦をはかること。

- (4) その他、本会の目的達成のため必要なこと。

第6条 (地 域 制)

本会の運営上、次のとおり地域を設ける。

北薪・東薪・西薪・一休ヶ丘北・一休ヶ丘南

第2章 会 員

第7条 (資 格)

本会の会員は本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者と本校に勤務する教職員をもって構成する。

第8条 (権 利 義 務)

会員はすべての権利と義務を有する。

第3章 役 員

第9条 (職 名)

本会に次の役員をおく。

(本部役員)

会 長 1 名

副会長 2 名

(内1名は学級専門部の事業役員をかねる。)

庶 務 2 名 (内1名は教職員)

会 計 2 名 (内1名は教頭)

事業役員 5 名

第10条 （選出及び就任）

役員は選挙規定に定める方法により選出し、新役員は新年度（4月1日）より就任する。

第11条 （任 期）

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 （任 務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。また、内1名は事業役員として学級専門部との連絡調整を行う。
- (3) 庶務は必要な会合の状況を記録し本会の庶務をつかさどる。
- (4) 会計はすべての収支の記録と領収書を保管し、年度末に監査を受けて決算報告をする。
- (5) 事業役員は各専門部（ベルマーク部、文化教養部、広報部、保健体育部、地域安全部）との連絡調整を行う。

第13条 （顧 問）

本会に顧問をおく。

顧問は学校長とし、会の運営についての協議に加わる。

第4章 委員会・専門部会

第14条 （種類および構成）

本会に次の委員会並びに専門部会をおく。

- (1) 実行委員会
本部役員・地域委員長・専門部長・学

年委員長・教職員代表・顧問・（特別委員長）

- (2) 地域委員会
地域委員・地域担任代表

- (3) 学級委員会
学級委員・学級担任

- (4) 学年委員会
学級委員長・学年主任

- (5) 専門部会
①ベルマーク部（学級委員）
②保健体育 部（学級委員）
③文化教養 部（学級委員）
④広 報 部（学級委員）

- (6) 選挙管理委員会
- (7) 特別委員会
会長より委嘱を受けた委員

第15条 （任 務）

委員会並びに専門部会の任務は次の通りとする。

- (1) 実行委員会
本会運営の全般と各種委員会・専門部会の事業計画及び運営を検討審議し実施する。
- (2) 地域委員会
当該地域に関する事業を計画立案し実施する。
- (3) 学級委員会
当該学級に関する事業を計画立案し実施する。
- (4) 学年委員会
当該学年に関する事業を計画立案し実施する。
- (5) 専門部会
専門部の会務を計画しその事業を実施する。
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 特別委員会

第5章 総会及び委員総会

第16条 (総 会)

総会は本会の最高決議機関で原則として年1回とし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- (1) 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

但し、委任状をもって出席に代えることができる。(両親が会員である家庭の場合、一会員の出席をもって両親が出席したものとみなす)。委任状は総会の決定に従うものとする。

- (2) 議決は多数決とする。ただし会則の改正は、総会の当日までに改正内容の要点を会員に通告し、総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

- (3) 総会に付与する事項は次のとおりで、開催に先立ちその日時・場所・議題をあらかじめ通告しなければならない。

- ① 会長選挙ならびに役員・各委員の委嘱および承認。
- ② 会則の改正
- ③ 事業ならび予算・決算に関する事項
- ④ 第17条による委員総会の決議事項の承認。
- ⑤ その他重要な事項

第17条 (委 員 総 会)

緊急を要する事項については総会に代わる委員総会を開催し、協議することができる。

委員総会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会 計

第18条 (会 計)

本会の経費は会費・寄付金・事業収益金およびその他をもってこれに充てる。

会費は会員1名について月額250円とし、別に定めた規約による収支は別途会計とする。

第19条 (会 計 年 度)

事業および会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わるのを原則とする。

第7章 雑 則

第20条 (サークル活動)

会員10名以上の希望者によりサークルをつくることができる。

- (1) サークル加入者の互選により、部長・副部長を選出し、会長に届ける。
- (2) サークルの活動計画及び運営については、サークルの加入者の協議により決定する。
- (3) サークル活動を助成するため、PTAより補助金を支給する。

第21条 (選 挙)

役員および委員の選出については選挙規定による。

第22条 (慶 弔 規 定)

別に定める慶弔規定により支出する。

第23条

サークルの設置・選挙規定・慶弔規定については、実行委員会で協議の上決定する。

付 則

1. 本規定は昭和61年4月1日より実施する。

2. 平成6年4月1日一部改正する。
3. 平成9年4月1日一部改正する。
4. 平成9年11月15日一部改正する。

選 挙 規 定

第1編 選挙管理委員会

第1章 総 則

第1条 (目 的)

選挙管理委員会は次年度の役員の選出事務を行う。

第2条 (任 期)

当委員会の任期は会長から委嘱を受けた日より本部役員の役職が決まる日までとする。

第3条 (委 嘱)

- (1) 会長は12月上旬までに委員の委嘱の手続きをおえなければならない。
- (2) 当委員会の委員は当該年度の卒業会員のうち各地域1名とするが、卒業会員のいない場合はこの限りではない。

第4条 (委員長および副委員長)

当委員会は、委員の互選により、選挙管理委員長1名・選挙管理副委員長1名を決定する。

第5条 (計 画)

第1回の委員会を12月末日までに開催し、選挙規定に従い次年度の役員選出日程を計画する。

第6条 (辞 退)

現本部役員で辞退希望者は、所定の用紙に記入の上、12月末日までに選挙管理委員長にその旨を届け出ることができる。

第2章 事 業

第7条

立候補者のある場合は、地域で信任投票を行い投票数の過半数によって信否を決する。また、定数以上の立候補がある場合は、投票等により選出する。

第2編 本部役員選出

第8条

会則第9条に定める役員の選出にあたっては、選挙管理委員の立ち会いのもとで、当該年度の役員・地域委員があたる。選出の方法は各地域委員の合意を得た方法で選出する。

第9条

各地域より男女各1名の役員候補を2月27日までに選出し、選挙管理委員長に報告する。

第10条

各地域より選出された役員候補10名は互選により、2月末日までに役職を決定する。互選会の召集は選挙管理委員長が行う。

第11条

選挙管理委員会は、本部役員の役職の決定次第、広報等により会員に周知する。

第3編 地域委員選出

第12条

地域委員の定数は各地域4名を原則とする。但し、地域の実情により地域で協議の上増やすことができる。

第13条

地域委員長・副委員長は互選により決定する。

第14条

選出期間は本部役員選出後速やかに現地域委員によって決定し、本部役員に報告する。

第4編 学級委員及び専門部員の選出

第15条

学級委員選出については、年度始めに学級別に懇談会を開き、話し合いにより選ぶ。その際、司会は前年度の学級委員があたる。
但し、1年については本部役員がこれを代行する。

第16条

当該年度の役員および地域委員以外より選出する。
候補者が他学年と重複した場合は、上学年より決定する。

第17条

学級委員の定数は学級3名とし、内1名を学級委員長とする。また、学級委員は学年委員となる。

第18条

- (1) ベルマーク部・保健体育部・文化教養部・広報部の専門部員の定数は、学年委員を除き各学級委員1～2名とする。
- (2) 地域安全部は各地域委員で構成する。

第19条

各委員会の正副委員長各1名および各専門部の正副委員長各1名は、互選により選出する。

付 則

1. 本規定は、昭和61年4月1日より実施する。
2. 平成9年4月1日一部改正する。
3. 平成9年11月15日一部改正する。
4. 平成12年5月19日一部改正する。
5. 平成14年5月17日一部改正する。
6. 平成21年5月13日一部改正する。

慶 弔 規 定

第1条 会員及び児童・職員死亡の場合は次の定めにより弔慰金をおくる。

- (1) 楮1対と5,000円またはこれに準ずるもの。
- (2) 弔意金についてその都度役員会において決める。
- (3) その他役員会が必要と認めた時は前項に準ずるものとする。

第2条 次の場合には見舞金をおくる。

- (1) 会員及び児童・職員が学校管理下において負傷または疾病により長期にわたって療養した場合。
- (2) 会員及び職員の住居が災害により相当な被害を受けた場合。
- (3) 前2項に準ずる事項で役員が必要と認めた場合。

第3条 教職員が転退職をする場合は、5,000円を限度として記念品をおくる。

第4条 その他特別の事由が発生した時は、その都度役員会において協議して決める。

申 し 合 わ せ 事 項

会員死亡の際

お通夜 本部・同学年学級委員長・地域委員長が参列。

会 葬 本部・同学年学級委員長・同地域委員

付 則

1. 本規定は昭和55年5月13日より実施する。
2. 平成9年4月1日一部改正する。